2014年4月24日

各位

会 社 名　　日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名　　代表取締役社長 小泉 光臣
（コード番号2914 東証 第一部）
問合せ先　　ＩＲ広報部（TEL 03-3582-3111（代表））

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2014年6月24日開催予定の当社第29回定時株主総会に「定款の一部変更」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社グループの海外連結子会社と決算期を統一することにより、内外一体となった決算・管理体制の強化・効率化を図るとともに、経営情報の適時・的確な開示を図り、経営の透明性を更に高めることを目的として、2014年1月30日開催の取締役会において、事業年度を2015年より1月1日から12月31日までに変更することについて決議いたしました。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものであります。また、2014年度は2014年4月1日から2014年12月31日の9ヶ月間とするため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

本定款変更については、2014年6月24日開催予定の当社第29回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決され、日本たばこ産業株式会社法に定める財務大臣の認可を受けた後、効力が発生します。

【別紙】

現行定款・変更定款対照表

※ 下線部分が変更・追加箇所

現行	変更案
（基準日） 第13条　本会社は、毎年３月３１日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第13条　本会社は、毎年１２月３１日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
（招集及び招集地） 第15条　本会社の定時株主総会は、毎年６月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。	（招集及び招集地） 第15条　本会社の定時株主総会は、毎年３月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。
（事業年度） 第32条　本会社の事業年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。	（事業年度） 第32条　本会社の事業年度は、１月１日から１２月３１日までとする。
（期末配当金） 第33条　本会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（期末配当金） 第33条　本会社は、株主総会の決議によって、毎年１２月３１日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
（中間配当金） 第34条　本会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第４５４条第５項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。	（中間配当金） 第34条　本会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第４５４条第５項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。
附則 （新設）	附則 第５条　第32条（事業年度）の規定にかかわらず、第３０期事業年度は、２０１４年４月１日から２０１４年１２月３１日までとする。 第６条　第34条（中間配当金）の規定にかかわらず、第３０期事業年度の中間配当金の基準日は、２０１４年９月３０日とする。なお、前条及び本条は、第３０期事業年度の経過をもってこれを削るものとする。

以上